

調査報告書(保育所版(内容))

評価項目	判定結果			判定の理由	
	a	b	c		
	A-1 保育所保育の基本				
1-(1) 養護と教育の一体的展開					
1	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	(a)	b	c	園の全体像である保育課程が、子どもの生活や発達の連続性・養護と教育・食育計画・保護者及び地域への支援の視点から職員共有のもとに編成されている。今後、理念・方針・目標を明記し、より簡潔で、総合性のある再編成が望まれる。
2	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)	b	c	食事、排泄時のマンツーマンによる担当制が、信頼関係や言葉を生み出す基礎づくりの環境として構築されている。「生活リズム表」、「子どもをより深く理解するための連絡票」を個別指導計画の中に活かし、保育士、看護師、栄養士が連携しながら対応を図っている。複写の連絡帳や個々の離乳食一覧表に園独自の工夫が見られる。
3	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)	b	c	保育室は仕切りを利用し、子どもの動きにあわせた少人数での自由な活動空間が作られている。一人ひとりの子どもの生育歴や保健面に配慮した個別指導計画が、個別経過記録とともに綴られ、日々のクラスセッションの中で活かされている。
4	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)	b	c	養護・教育の内容が季節や子どもの発達にあわせて、人・物・場の環境の中で相互的に実践されている。木製の玩具(カプラ・楽つみき)、製作コーナー、絵本コーナー、園庭の大型木製遊具が自発的、協同的活動を生み出し発展していくように構成されている。
5	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a	(b)	c	年1回校区別に「1年生と園児のふれあい交流会」を通して小学校体験を実施している。就学に向けて、よりよい育ちを支えるために、さらなる小学校との連携が期待される。
1-(2) 環境を通して行う保育					
6	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	(a)	b	c	それぞれの保育室がついたて、カーペットで仕切られ継続して遊べる生活空間がある。くつろいだり、落ち着ける空間もリラックスゾーン、プライベートゾーンとして確保されている。保育室・廊下・園庭を生活の場とし、子どもの発達にそった遊具、用具が配置されている。
7	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)	b	c	自分で着脱しやすいように、かご・ハンガーが用意され、個別のマークと共に子どもの年齢に応じた視覚化の支援が盛り込まれている。身近にいる保育士の言葉かけや援助の配慮もある。
8	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	(b)	c	市の意向を踏まえつつ、子ども達が主体的に、かつ友だちとの協同的な活動ができるように環境作りや保育士の働きかけを工夫している。
9	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	(a)	b	c	親子園芸、菜園活動、飼育、散歩が指導計画の中へ位置づけられ、多様な実体験と共に五感を育てる保育につながっている。園独自の散歩マップ、散歩届が地域の中で活かされ機能をしている。
10	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	(a)	b	c	月1回ボランティアによるお話し会があり、クラス巡回方法を取っている。0歳児からマンツーマンによる読み聞かせの機会を持ち、保育士自らも、豊かな言葉や声のトーンに配慮しながら取り組んでいる。
1-(3) 職員の資質向上					
11	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	(b)	c	日々の経過記録や園外研修報告書をもとに、職員会議で話し合い、自己評価につなげている。研究者との学習会では、「写真で保育を語る」の継続的な取り組みに期待したい。

評価項目	判定結果			判定の理由	
	a	b	c		
	A-2 子どもの生活と発達				
2-(1) 生活と発達の連続性					
12	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ	b	c	担当保育士は「発達の個人差」とその子のレディネス「内なる準備期」を考慮しながら、個々に応じた援助を行っている。個別計画、経過記録の中に一人ひとりの子どもを受容するための援助の記載がある。
13	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ	b	c	障がい児記録書を作成し対象児の特徴把握に努めている。職員、保護者、専門機関、医療機関の連携した体制づくりの中で、個別支援計画がより機能することを望む。
14	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	Ⓐ	b	c	夕焼けぐみ(18:00~19:00)、星の子ぐみ(18:00~22:00)があり、専属の職員が配置されている。22時までの延長保育は登録制で、延長保育日誌に状況を記載している。職員の引き継ぎは連絡ノート、メモで保護者への伝達方法を取っている。
2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場					
15	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ	b	c	「子どもをより深く理解するための連絡票」、「既往歴の確認カード」で看護師がチェックし、健康管理に努めている。保健計画とともに体調不良、事故の折の保護者への「連絡経過表」が作成され活用されている。
16	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ	b	c	明るく独立したランチルームは、年齢にあったテーブルや椅子が置かれ、おいしく食べられる雰囲気づくりが確保されている。年齢別食育年間計画が作成され、誕生日にはカードつきバースデーランチを用意するなど、調理方法・食事スタイルに工夫が見られる。
17	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ	b	c	栄養士、調理員が交代で子ども達の食事の様子を巡回している。検食簿、残菜調査表、月1回実施される食事検討会の結果から、調理の見直し(味つけ、分量)や改善策を講じている。
18	A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ	b	c	健康診断検査表に内科検診(年2回)、歯科検診(年1回)の結果が記録されている。随時園独自の保健だよりを発行し保護者へ啓発したり、保育に反映させている。
2-(3) 健康及び安全の実施体制					
19	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ	b	c	「25品目の食物アレルギーについて」の把握調査をし、主治医の指示が「生活管理指導表」に個別に活かされている。医師、保護者が連携しながら「除去解除申請書」を提出する仕組みもできている。
20	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ	b	c	「給食衛生管理マニュアル」、「食中毒発生時の初動マニュアル」の中で役割と責任を明確にしている。また、電解水による洗浄、除菌が手指の消毒、哺乳瓶などの消毒として機能をしている。継続的な取り組みが望まれる。
A-3 保護者に対する支援					
3-(1) 家庭との緊密な連携					
21	A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ	b	c	「食育だより」、「献立予定表」を配付する一方、食育コーナーを設置し給食のサンプルやレシピの紹介、親子クッキング、給食試食会の具体的な場を通して、食育に関心を持つ取り組みをしている。
22	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ	b	c	送迎時の日常的なかかわり、連絡ノート、育児相談の中で共に考えていく場が工夫されている。アレルギーや摂食障がいの情報交換の内容が記録され組織としての支援体制が見られる。
23	A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ	b	c	クラスだより、園だよりの他に、家庭訪問、保育参加やクラス懇談会、クラス単位で行うフードバザー交流会を通して、子どもの発達(育ち)、育児(子育て)の方法について共通理解を得る機会を設けている。
24	A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ	b	c	虐待マニュアルが整備され、虐待が察知される場合には、速やかに主任・園長・理事長に届く体制が整えられている。さらには善通寺市虐待防止ネットワークの中で連携が機能される仕組みになっている。